

(水道本管工事希望業者用)

令和 8 年度水道本管工事施工能力審査申請書提出要領

八戸圏域水道企業団が発注する水道本管工事（建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する水道施設工事のうち導水管、送水管又は配水管を布設する工事その他付帯の工事をいう。以下同じ。）に係る施工能力審査申請を次のとおり受付します。

- 1 受付期間 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
- 2 提出方法 原則、郵送（宅配便等含む）とします。（受付期間末日消印有効）
受付時間内に直接持参いただくことも可能ですが、受領のみとなり、審査後に確認事項がある場合は後日連絡をします。審査結果については、令和 8 年 5 月 31 日までに不受理等の連絡がない場合に資格者名簿登載となり、同年 6 月 1 日付けで当企業団ホームページで公表します。
※申請書を受け取った場合に受領書を発送します。受領書の郵送を希望する場合は、宛名を明記し 110 円切手を貼付した定型サイズの返信用封筒を同封してください。
なお、申請期間中は多くの方が申請書類を提出されるため、受領書の発送までに時間がかかる場合があります。
申請書及び添付書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
- 3 受付時間 午前 8 時 30 分から正午まで 及び 午後 1 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- 4 有効期間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで（1 年間）
- 5 申請者の要件
水道本管工事に係る資格審査及び施工能力審査を受けようとする方は、次のいずれかに該当する場合は、審査を受けることができません。
 - (1) 当企業団の令和 8・9 年度建設工事競争入札参加資格審査申請書を受理されていない者
 - (2) 当企業団の建設工事競争入札参加資格審査申請書において、水道施設工事を希望していない者
 - (3) 八戸市・おいらせ町・六戸町、三戸郡の各町村いずれかに本店を有していない者
 - (4) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書で水道施設の完成工事高を有していない者
 - (5) 必要な資格者（給水装置工事主任技術者・給水装置工事配管技能者・配水管技能者[耐震継手以上]）をそれぞれ 1 名以上常時雇用していない者

6 提出書類

申請書類の様式は、当企業団ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

- (1) 水道本管工事施工能力審査申請書及び有資格者一覧表・・・八戸圏域水道企業団独自様式
- (2) 有資格確認のため、免許または技能修了証等の写しを提出してください。

特に有効期限が記されているものについては必ず提出してください。

なお、有効期限が切れている場合は、資格無しとして取り扱いますのでご了承ください。

- (3) 有資格者の常時雇用を証明する書類

(例：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し等)

7 提出書類に関する注意事項

- (1) 申請書類は、A4に統一し、A4Sファイルに綴って提出してください。
- (2) ファイルの表紙及び背表紙にはタイトル「水道本管工事審査申請書」と社名を記入してください。
(分別・リサイクルのためテプラテープは使用せず印刷又は手書きでお願いします。)

8 その他

- (1) 令和7年度に水道本管工事に登録されていた業者には、1月中に有資格者一覧の参考となるデータを登録しているメールアドレスに送信しますので、確認のうえ申請をお願いします。

9 提出先・問い合わせ先

八戸圏域水道企業団 2階
管財出納課 管財契約グループ
〒039-1112 八戸市南白山台一丁目 11-1
TEL 0178-70-7082
FAX 0178-70-7038
Mail keiyaku@8sui.jp